

令和6年度大分県准看護師試験実施要領

1 試験日時

令和7年2月13日（木） 午後1時30分から午後4時00分まで

※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

2 試験場所

別府大学

住所：別府市北石垣82

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

5 受験者に関する要件

大分県で受験できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大分県内の看護師等学校養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 大分県内に居住する者
- (3) 大分県内で准看護師として就業することが内定している者

6 試験方法

四肢択一式による筆記試験（マークシート方式）

7 受験手続

（1）受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

（TEL 097-506-2654）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角2型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、180円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額分の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで

なお、郵送による受付は11月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（2）受験願書の受付期間

令和7年1月6日（月）から1月10日（金）まで

郵送による場合は、1月10日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（3）受験願書の提出先

上記、受験願書請求先と同一

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 提出書類

（1）受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

（2）卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

（3）写真票

ア 写真は出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

（4）4の（6）に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

（5）4の（7）に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

（6）5の（3）に該当する者は、大分県内の医療機関等で就業することが内定していることを証する書類（任意様式の内定証明書）

9 試験手数料

6,900円

- (1) 大分県収入証紙6,900円分を受験願書に貼付すること。
 - ア 大分県収入証紙は消印しないこと。
 - イ 収入印紙と間違えないこと。
- (2) 県外の実験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。
- (3) 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

10 受験票の交付

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 交付の時期は、令和7年1月下旬頃とする。(令和7年1月31日(金)までに受験票が届かない場合には、下記18の問い合わせ先まで連絡すること。)
- (3) 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

11 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの、その他受験に際し配慮が必要な場合は、令和7年1月10日(金)までに大分県福祉保健部医療政策課看護班宛て申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

12 災害等に関する注意事項

災害等が発生した場合、試験開始時間を遅らせる又は試験を実施できない場合がある。試験が実施できなかった場合は、後日再試験を実施する。再試験については、県庁ホームページに掲載する。

13 受験の無効

- (1) 准看護師試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする。なお、この場合においては、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さない。
- (2) 卒業見込みで受験した者は、令和7年3月6日(木)までに卒業証明書を提出すること(必着)。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

1.4 合格発表

- (1) 令和7年3月11日（火）午前10時に、合格者の受験番号を県庁舎本館1階の県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
(ホームページの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。)
- (2) 電話での試験結果の問い合わせには応じない。

1.5 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

1.6 試験結果の開示

この試験については、試験の結果に関する保有個人情報の目的外提供事務取扱要領に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

- (1) 開示の対象とする内容
総合得点
- (2) 開示場所
大分県福祉保健部医療政策課
- (3) 開示期間
合格発表の日から1か月以内
(日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)
- (4) 開示請求できる者
受験者本人
- (5) 開示請求方法
受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。
- (6) 開示方法
口頭による。

1.7 個人情報について

受験手続により得た個人情報は、准看護師試験に関係する業務以外では利用しない。

1.8 試験についての問い合わせ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町3丁目1番1号 TEL 097-506-2654